

子ども・子育て会議「制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項」
全国保育協議会 意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
平成 30 年 7 月 6 日提出

(1) 「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」の経過措置延長

子ども・子育て会議（第 35 回）資料 3-1 に示されている「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」の経過措置延長については、これから新制度へ移行する施設もあることから、経過措置の延長を確実に実施すべきである。

「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、幼保連携型認定こども園で働いている人のうち、保育士資格、幼稚園教諭免許のどちらか一方のみを保有している人は 10.8%となっている。また、地域によっては、幼稚園教諭免許の更新講習の定員が限られており、受講しにくい状況がある。現に働いている人が働けなくなることを避けるためにも、経過措置を延長すべきである。

「幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例」については、日々の子どもの健康管理だけではなく、障害のある子ども、医療的ケア児への対応の観点からも、専門職の必要性はより高まっていることをふまえて、経過措置を延長すべきである。

(2) 保育の質の確保について明示

保育の量の拡大と質の向上は両輪として施策を進めるべきである。保育の質について、維持・向上をめざすために、福祉サービス第三者評価事業をさらに推進する方向性を明示するとともに、質の向上への取り組みや職員の研修受講、園内研修の実施について、評価する仕組みを検討すべきである。

(3) 保育士等の加配、看護師、栄養士、事務職員等の配置と公定価格への反映

新制度の施行後、地域の子育て支援を積極的に担うとともに、社会福祉法人においては法改正によりガバナンスの強化（評議員会の必置等）経営情報の公開など、保育所・認定こども園等をめぐる業務の拡大とともに、事務負担は急増している。

さらに、配慮の必要な子どもの増加やアレルギー児への対応、また児童虐待や生活に課題のある家庭への対応など、専門職の役割は大きくなっている。

子どもの最善の利益のためにも、保育士等の配置の充実を図るとともに、看護師、栄養士、事務職員について、公定価格への反映（加算）について検討する場を設けていただきたい。

（４）年齢についての考え方

幼児教育の無償化にともない、満 3 歳児の支給認定について整理すべきである。子ども・子育て支援法 第 19 条において「満 3 歳に達したとき」3 号認定から 2 号認定となるものとされている。2 号認定子どもである満 3 歳児（3 号認定子どもであった時から引き続き 2 歳児クラスである子ども）と、1 号認定子どもである満 3 歳児（3 歳児クラスの満 3 歳児の子ども等）は、同じ満 3 歳児であるにも関わらず扱いが異なっている。この考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなるのではないか。

3 号認定子どもが満 3 歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきと考える。そのことにより、幼児教育の無償化の「満 3 歳児」の範囲も確定される。

子ども・子育て支援法において、「子ども」は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。文言の定義について整合をとるべきである。

（５）公定価格「地域区分」の見直し

地域区分により、隣接する自治体間で公定価格に差が出ている。地域によって保育士等の給与に差があることで、隣接する単価の高い市町村への職員の転出がすすみ、職員の確保が難しいだけでなく、保育の質にも影響が生じているため、地域区分について見直すべきである。

（６）公定価格「除雪費加算」の対象となる地域の見直し

（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年）の指定基準の改正を含めた除雪費加算の見直し）

除雪費加算は、「豪雪地帯対策特別措置法」に規定する、特別豪雪地帯に指定された市町村に所在する場合に算定されている。指定基準は近年改正がなく、観測地点が比較的降雪の少ない地域（海岸に近いところに役場があった等）であり、その

後の市町村合併により、積雪がある地域においても加算対象となっていないことが見受けられる。加算の対象となる市町村について、見直しをすべきである。

例えば、北海道旭川市は近隣の市町と積雪量に差がないにもかかわらず、対象外である。また、青森県では、多雪地帯である旧岩木町やむつ市が対象外である。五所川原市では旧市内は加算対象だが、旧金木町や旧市浦村は対象外であり、同一市内で加算の有無がある。近隣の保育所において、加算支給の不均衡が生じているので解消していただきたい。